

令和 6 年 2 月
国土交通省物流・自動車局

**「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための
地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」
に係るパブリックコメントの実施について**

コロナ禍（令和元年度～令和4年度）においては、外出が控えられたこと等により、タクシー需要が大幅に減少するとともに、全国のタクシー運転者数も約5万人（タクシー運転者数の約17%）が減少しました。

他方、社会・経済活動は徐々に回復し、タクシー需要の減少傾向は、令和2年度には底を打ち、コロナ禍前の水準に戻りつつありますが、タクシー運転者の減少傾向が回復に転じたのは令和5年度であり、回復のスピードに差異があったことから、現在、地域・時期・時間帯によってはタクシーが捕まりづらいなど、需要に供給が追いつかなくなる状況が発生しています。

このような中、令和5年10月より、デジタル行財政改革会議において、地域交通の担い手不足や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応するため、タクシードライバー（第二種免許を保有する運転者）によるタクシー車両での有償運送に加えて、一般ドライバー（第一種免許を保有する運転者）による自家用自動車での有償運送を可能とする方策について、安全・安心の確保を前提に検討が行われました。

その結果、「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。

この新たな制度案では、安全・安心を確保する観点から、旅客運送分野において事故防止対策のノウハウを有するタクシー会社が、一般ドライバーの教育、運行管理や自家用自動車の車両の整備管理を行うとともに、運送責任を負うこととなります。

今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（以下「自家用車活用事業」という。）を可能とする許可を行っていく予定です。その許可に当たっての基準や取扱いについて、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」として定めることを検討しており、今般、下記のとおり、パブリックコメントを開始いたします。

本案はあくまでもたたき台であり、広く国民の皆さまの意見・情報を募集したうえで、その内容を決定してまいります。

記

1. 制度の概要

(1) 許可基準

- ・対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
 - タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。
- ・資格要件
 - 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・管理運営体制
 - 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
 - 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。
- ・損害賠償能力
 - タクシー事業者が対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険に加入していること。

(2) 許可に付する条件

- ・使用する自家用自動車について
 - タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに 1.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。
 - 自家用車活用事業であることを外部に表示すること。
- ・ドライバーについて
 - タクシー事業者は、ドライバーに対して事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること。
 - タクシー事業者は、ドライバーに対して運転者証明を携行させること。
- ・運送形態・方法について
 - 利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うこと。
 - 運送引受け時に発着地が確定していること。
 - 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
 - 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
 - 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

(3) 許可期間

許可期間は 2 年とする。

2. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和 6 年 3 月